

## 18 保健医療対策の充実

提案先省庁	内閣官房、厚生労働省
-------	------------

### 提案事項

#### (1) 医療提供体制の整備

- ① 地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすること。**新規**
- ② ドクターヘリによる救急搬送、周産期母子医療センターの運営など、地域の医療提供体制を安定して維持するため、医療提供体制推進事業費（統合補助金）について各事業の補助基準に見合う適正な予算を確保すること。
- ③ 医師の地域偏在の解消に向け、新たな専門医制度において、一定期間の医師不足地域での勤務を義務付けるなど、医師の適正配置のための制度的な誘導策を、国が主導して検討すること。
- ④ 医療施設の耐震化を更に促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）及び医療施設運営費等補助金（耐震診断）の増額を図ること。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 地域医療介護総合確保基金は、「医療機能の分化と連携」、「在宅医療の推進」及び「医療従事者の確保」の3区分に該当する事業を行うためのものだが、平成27年度は、「医療機能の分化と連携」に重点配分されるとともに、各事業の区分間の弾力的運用が認められていない。
- 地域医療介護総合確保基金のうち、「在宅医療の推進」及び「医療従事者の確保」に関する事業は、従前の国庫補助事業から振り替えられた事業に加え、地域医療を支える上で主力となる総合的な診療能力を有する医師の育成など、県として重点的に取り組む事業が加わることから、事業費が大幅に増加する。このため、平成27年度と同様の配分方針が継続された際は、地域包括ケアシステムの構築や医療従事者の確保に支障が生じることが危惧される。
- 平成27年度の医療提供体制推進事業費（統合補助金）の内示額は、「ドクターヘリ導入促進事業」について計画額の100%を確保する一方で、この事業を含めた全体では50%と前年から大幅に減額されたことから、交付申請の減額調整や取り下げを行わざるを得なかった。今後もこのような状態が継続すれば、地域に不可欠な救急、周産期等の医療提供体制の確保に支障が生じる恐れがある。  
(過去3年の要望額に対する内示の率 H27：50%、H26：62.5%、H25：69.2%)
- 「医師・歯科医師・薬剤師調査（H26.12末現在）」によると、本県の人口10万人当たりの医師数は、県全体では全国平均を上回る（全国8位）が、県北の3医療圏は、全国平均を大幅に下回っている。

- 医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額が、医療施設耐震化臨時特例基金に比べ低いことから、医療施設の耐震化につながっていない。なお、医療施設耐震化臨時特例基金事業は、平成25年度着工分までが対象となっている。

### 課題

- 地域の医療ニーズに対応した効率的かつ効果的な医療提供体制を構築するために、地域医療介護総合確保基金の用途を国が硬直的に規定するのではなく、地域の実情に応じて有効に活用できるよう、柔軟な仕組みにする必要がある。
- 救急、周産期等地域の医療提供体制を安定して維持するため、医療提供体制推進事業費（統合補助金）の適正な確保が必要である。
- 地域の医療ニーズに対応するためには、医師の地域偏在を解消する仕組みが必要である。
- 医療提供体制施設整備交付金等の増額により、医療施設の耐震化整備を促進する必要がある。

### 【参考】

#### ○ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・ 連携病院間の画像情報の共有に関する事業
- ・ 晴れやかネット拡張機能整備事業 等

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業

- ・ 地域包括ケア体制整備事業
- ・ かかりつけ医認定事業 等

【区分Ⅲ】医療従事者の確保に関する事業

- ・ 地域医療支援センターの運営
- ・ 岡山大学及び川崎医科大学への寄付講座の設置
- ・ 院内保育運営費補助事業 等

#### ○ 医療提供体制推進事業費（統合補助金）

- ・ 設備整備：対象施設（病院群輪番制病院、救命救急センター、がん診療施設など）
- ・ 運営事業：ドクターヘリ導入促進事業、周産期母子医療センター運営事業など

#### ○ 卒業後に県が指定する医療機関で勤務する医師の推移（見込み）

（単位：人）

年 度	28	29	30	31	32	33
地域卒卒業医師	9	15	22	26	35	44
自治医大卒業医師	20	20	22	20	22	22
計	29	35	44	46	57	66

※ 上記人数には、初期・後期研修の人数を含む。

○ 本県の病院の耐震化率（平成27年9月）

- ・ 病院全体 61.8%（全国平均 69.4%）
- ・ 災害拠点病院及び救命救急センター 50.0%（全国平均 84.8%）

- ・ 医療施設耐震化臨時特例基金と医療提供体制施設整備交付金の比較

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制 施設整備交付金	二次救急医療機関 救命救急センター	基準面積・基準単価 2,300㎡× 35,800円	医療施設耐震整備 として必要な新 築、増改築に伴う 補強及び既存建物 に対する補強に要 する工事費	0.5
	IS値が0.3未満の 病院	基準面積・基準単価 2,300㎡× 169,700円		
医療施設耐震化 臨時特例基金	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 8,635㎡× 276,000円		
	※ 平成25年度 着工分まで	二次救急医療機関 基準面積・基準単価 8,635㎡× 165,000円		

**提案事項****(2) 母子保健医療に係る対策の充実**

小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者に係る医療費公費負担制度については、国の制度として創設すること。

なお、国の制度が創設されるまでの間、事業内容や規模に応じた事業実施が確実にできるよう十分な財源を確保すること。

**(提案の理由)****現状**

- 小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費については、県単独事業として、医療保険による自己負担額の一部を県と市町村で負担している。

**課題**

- 小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費助成については、全国一律の公費負担制度の創設とともに、国の制度が創設されるまでの間に各自治体が医療費助成が確実に実施できるよう十分な財源の確保が求められる。

## 提案事項

### (3) 予防接種制度の見直し

B型肝炎ワクチンについて、平成28年10月からの定期接種化に向け、十分な財源を確保すること。

また、おたふくかぜ、ロタウイルス等その他ワクチンについても、技術的課題等について検討を行い、結論を出すとともに、予防接種法の対象となった場合、十分な財源を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成24年の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会（平成25年から厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下、「分科会」という。）に改編）において、「7ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）について、広く接種を促進することが望ましい」、「ロタウイルスワクチンは、平成24年内を目途に、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行っている」、「接種費用の負担のあり方について、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討」との提言が出された。
- 平成26年10月までに、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、成人用肺炎球菌ワクチンを定期接種の対象とする法令改正がなされた。B型肝炎、おたふくかぜ及びロタウイルスワクチンは、分科会等において、引き続き技術的課題等の検討が進められ、そのうちのB型肝炎は、平成28年10月から定期接種化されるが、おたふくかぜ及びロタウイルスワクチンについては、いまだ技術的課題の検討がなされているところである。

#### 課題

- 国民の健康に関わってくる、おたふくかぜ、ロタウイルスワクチンについて、課題等の検討を行い、定期接種の対象とすることについて結論を出す必要がある。
- 予防接種法の定期接種になった場合には、接種率の向上と負担軽減のため、国による十分な財源の確保が求められる。

## 提案事項

### (4) 先天性風しん症候群の発生防止

風しんの流行による先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を予定している女性や妊婦の夫、定期接種の機会がなかった年齢層等に対するワクチン接種等について、国において必要な措置を早急に講じること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成24年から25年にかけて、主に定期の予防接種機会がなかった成人男性又は定期の予防接種率が低かった成人男女を中心として、全国的に風しんが流行し、先天性風しん症候群が増加する等、社会的に与える影響が大きかった。
- 平成27年に公表された26年度国感染症流行予測調査（調査時期：26年7月～9月）結果によると、依然として20～40代の男性13.7%と女性3.8%が風しんへの抗体を持っておらず、女性14.2%は感染予防には不十分である低い抗体価である。現在、風しんの流行は収まっているものの、引き続き注意するとともに、必要な措置を講じる必要がある。

#### 課題

- 先天性風しん症候群の発生を防止するためには、風しんに対する抗体が十分でない者が予防接種を受けやすくなるような措置を講じ、抗体を持っている者の割合を全体的に増やすことによって、風しんの感染予防やまん延防止を図る必要がある。

## 19 福祉・介護人材の確保

提案先省庁	内閣官房、厚生労働省
-------	------------

### 提案事項

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。

特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を拡充するなどの対策を早急を実施すること。

### (提案の理由)

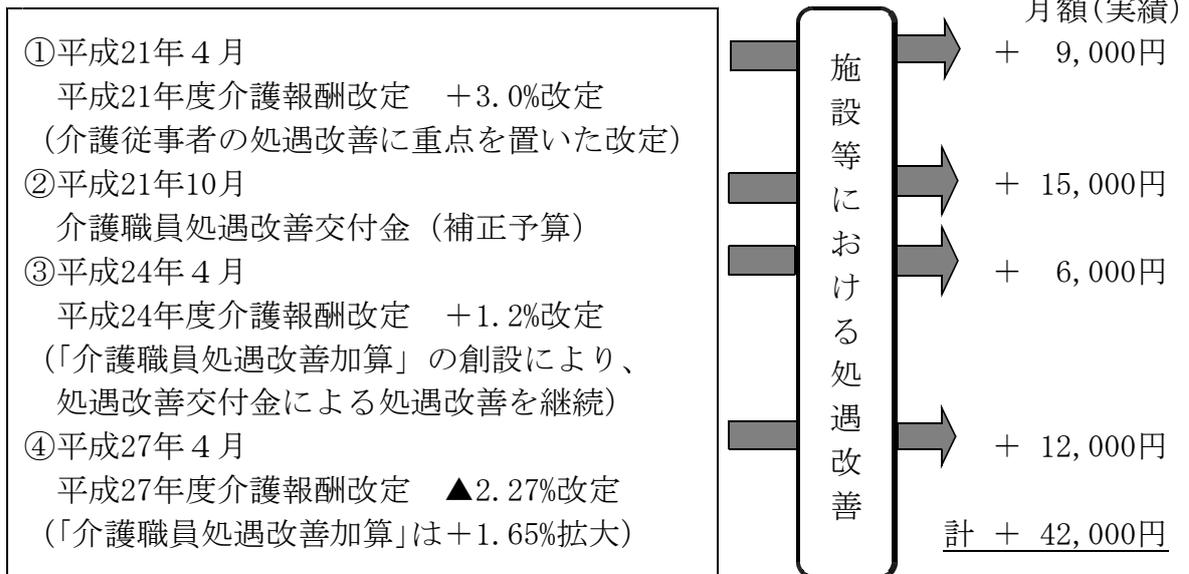
#### 現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等によって処遇改善が図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率（平成27年度平均値）は2.52倍と、全職種の1.50倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- 第6期岡山県介護保険事業支援計画の策定に当たり実施した需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには、約4万1千人の介護職員が必要となり、今後の生産年齢人口の減少を踏まえた上で推計すれば、5千人以上が不足すると見込まれる。また、介護離職ゼロの実現に向け、介護人材をさらに確保する必要がある。

#### 課題

- 将来に向けて、介護職員の需給ギャップを埋めていくには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施していくことはもちろんであるが、国において、給与水準の引上げなどの介護職員の処遇改善やキャリアパス制度の確立などの根幹となる取組が必須である。

## 【参考】介護保険制度における介護職員の処遇改善についての取組



- これまでの取組により、合計すれば月額4万2千円相当の給与改善となっている。
- 障害福祉サービス等においても同様の処遇改善の取組が行われている。(平成21年4月に+5.1%の報酬改定、平成21年10月に福祉・介護人材処遇改善事業助成金、平成24年4月に+2.0%の報酬改定(「福祉・介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善事業助成金による処遇改善を継続)、平成27年4月に±0%の報酬改定(福祉・介護職員処遇改善加算は+1.78%拡大))
- 福祉施設介護員・ホームヘルパーの月給の全国平均は約22万円であり、全産業平均に比べ約11万円低い。(「平成27年賃金構造基本統計調査」より)

## 20 障害福祉施策の推進

提案先省庁	内閣官房、厚生労働省
-------	------------

### 提案事項

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、地方自治体が安定的に事業を実施できるよう、事業実績に見合った十分な財源を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、自立支援給付（介護給付、訓練等給付等）と並ぶ施策の柱に位置付けられている。
- 市町村地域生活支援事業では、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等、障害のある人の自立支援に不可欠なサービスが実施されている。
- 平成25年度に、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業等が必須事業に追加されるなど、必須事業が増加している。
- 地域生活支援事業への補助は、国の裁量的経費（費用の100分の50以内を補助することができる）とされ、十分な財源措置がなく地方の超過負担が生じている。

#### 課題

- 障害者総合支援法の主要な事業である地域生活支援事業については、地方自治体がサービスを必要とする利用者の状況や地域の実情に応じ、十分に事業に取り組めるよう国において財源を確保する必要がある。

### 【参考】

- 地域生活支援事業に係る国の予算

平成27年度	500億円
平成28年度	470億円

- 事業費及び国庫補助額（実績）の推移

年度	市町村事業費	県事業費	計 (a)	国庫補助額 (b)	国の負担割合 (b/a)
H24	1, 897, 167千円	94, 354千円	1, 991, 521千円	641, 601千円	32. 2%
H25	2, 108, 712千円	88, 778千円	2, 197, 490千円	740, 221千円	33. 7%
H26	2, 236, 149千円	92, 453千円	2, 328, 602千円	751, 237千円	32. 3%

## 21 高齢者支援対策の推進

提案先省庁	内閣官房、厚生労働省
-------	------------

### 提案事項

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、平成24年度新設の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっている。
- 中山間地域等に居住する高齢者に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間・早朝・深夜における訪問看護及び訪問介護を行う事業者を支援する保険者に対し、平成24年度から費用助成を行う事業を行っているが、一定の地域に利用者が集まらないことや事業採算性がないことなどにより、実施事業者が極めて少なく、サービス拡大を図ることができていない。
- また、地域密着型施設の整備に当たり、市町村が公募を行っても、事業者の応募がなく、計画どおり整備ができていない場合も生じてきている。

#### 課題

- 人口減少、過疎化に伴い、今後、一層介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を図り、事業者の参入を促進していく必要がある。

## 22 地域密着型サービス施設等の整備

提案先省庁	内閣官房、厚生労働省
-------	------------

### 提案事項

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業計画等に基づき、地域の実情に応じた地域密着型サービス施設等の整備が進められるよう、地域医療介護総合確保基金に必要な予算を十分に確保すること。**新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 第6期介護保険事業計画の最終年度である平成29年度においては、計画初年度である平成27年度に比べ、介護施設等の整備見込が大幅に増加する。
- 特別養護老人ホーム等の既存施設のユニット化や多床室のプライバシー保護のための改修などの入所者の居住環境の改善に要する費用も見込まれる。
- 2020年代初頭までの施設整備等のための予算は、平成27年度予算（補正）で措置されたが、平成28年度予算（当初）は、平成27年度予算（当初）と同額となっている。

#### 課題

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた介護サービス提供体制を確保するためには、介護保険事業計画等に基づいた施設等の整備に加え、プライバシー保護のための改修が必要である。
- 第6期介護保険事業計画等に基づき、平成29年度において施設等の整備を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金の大幅な増額が必要である。

### 【参考】

- 国の地域医療介護総合確保基金（介護施設等整備事業分）関係予算
 

平成27年度予算（当初）	634億円	（423億円）
平成27年度予算（補正）	1,382億円	（921億円）
平成28年度予算（当初）	634億円	（423億円）

 ※（ ）は、国費

- 第6期計画期間中の主な地域密着型サービス施設等の整備見込

（単位：人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域密着型介護老人福祉施設	16	252	<u>174</u>
認知症対応型共同生活介護	9	117	<u>126</u>
地域密着型特定施設入居者生活介護	3	29	0

## 23 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省
-------	--------------------

### 提案事項

#### (1) 少子化対策の推進

多子世帯に対する保育所等の利用料軽減対象を拡大するとともに、少子化対策の観点から、更なる経済的支援を推進すること。

#### (2) 子ども・子育て支援新制度における財源確保

子ども・子育て支援新制度における、施設整備など量の拡充と保育士等の処遇改善など質の改善に必要な財源の確保を確実にすること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成27年の岡山県の合計特殊出生率は1.49で、前年から横ばいであるが、県内の出生数は15,599人で、前年(15,837人)に比べ、238人の減(△1.5%)となっており、依然として少子化対策は待ったなしの状況となっている。
- 少子化社会対策大綱では、2015年から今後5年間で「少子化対策集中取組期間」と位置づけ、直ちに取り組めば少子化のトレンドを変えることができると明記されている。重点的に取り組む課題としては、「子育て支援施策を一層充実」「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」「多子世帯へ一層の配慮」「男女の働き方改革」「地域の実情に即した取組強化」の5点を挙げており、特に、多子世帯への配慮では、子育てや教育に対する経済的負担の大きさが第3子以降を持たない理由の一つとなっていることから、3人以上の子どもを持ちたいとの希望を実現するための環境の整備が必要である。また、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、「夢をつむぐ子育て支援」において「希望出生率1.8」の実現に向け多様な保育サービスの充実等を目指している。
- 平成28年度から国において年収360万円未満の世帯の保育料は、第1子の年齢に制限を設けず、第2子は半額、第3子以降は無料となったが、更なる軽減のため年収制限の撤廃が求められる。
- 平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」が本格的に施行された。新制度に係る平成28年度予算は、約5,900億円で量の拡充(約3,700億円)と質の改善(約2,200億円)を実施することとなっているが、保育ニーズがピークとなる平成29年度には、新制度に1兆円超の財源が必要とされている。

#### 課題

- 第3子以降の子どもを持たない大きな理由の一つとして、子育てや教育に対する経済的負担の大きさが挙げられており、多子世帯への経済的負担の軽減策や優遇措置が望まれている。
- 「子ども・子育て支援新制度」は、子どもと子育てに係る仕組みを全く新たなシステムに変更するものであり、各市町村の計画に基づく量の拡充や、質の改善に必要な財源を確保することが不可欠である。

## 提案事項

### (3) 児童虐待防止等の支援体制の充実

児童虐待等に対応するために市町村が設置する要保護児童対策地域協議会については、その設置と児童福祉司など一定の要件を満たす職員の配置が努力義務とされていることから、専門職等の常勤職員を配置するために必要な財政措置を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 児童福祉法改正により、平成20年に要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化され、平成21年には支援対象が要保護児童に加え、養育支援の必要な子どもやその保護者、妊婦に拡大されるとともに、同協議会には児童福祉司など一定の要件を満たす者を配置するよう努めることとなった。
- しかしながら、地方交付税措置における児童福祉共通費は、児童福祉法改正に伴い、業務が拡大した後も4人分から増員されていない。

#### 課題

- 児童虐待の相談対応が増加するなど児童福祉に関する業務が拡大する中、要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるためには、専門職等の常勤職員の確保が求められる。

## 提案事項

### (4) 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

児童養護施設等の小規模化・家庭的養護を推進するため、施設の運営主体が小規模化や地域分散化、高機能化に取り組めるよう、推進計画に対応した新たな財源措置を講じること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成27年度から平成41年度までの15年間で、児童養護施設等の本体施設は、全施設を小規模グループケア化し、定員を45人以下にするとともに、本体施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ3分の1ずつにするという国の方針に基づき、県計画を策定している。
- グループホーム等の小規模グループケアを推進していくためには、少ない人数の職員で子どもを支援する必要があると、経験年数が浅い職員が勤務する施設や、人材確保自体が困難な施設があるといった実情を踏まえると、国の目標設定は非常に困難である。
- 小規模グループケアの推進には、人員確保や施設改修を伴い多大な経費が必要である。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金により、施設の新設・改築を行う場合であっても、児童養護施設の経営は大変厳しい状況であり、施設整備に備えた積立もなされておらず、4分の1の自己負担をすることができない事業者がほとんどである。

#### 課題

- 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護を推進していくためには、早急に人材確保方策を進めるとともに、施設整備に十分な財源の確保が求められる。

### 【参考】施設等の現状

施設等	全国(※1)	岡山県(※2)
児童養護施設 乳児院	31,205人	469人〈83.6%〉
地域小規模児童養護施設 (グループホーム) 分園型小規模グループケア	—	12人〈2.1%〉
ファミリーホーム 里親	5,903人	80人〈14.3%〉
計	37,108人	561人〈100.0%〉

※1 全国数値のうち、児童養護施設・乳児院は平成26年10月1日現在の児童数、ファミリーホーム・里親は、平成27年3月末日現在の児童数。地域小規模児童養護施設(グループホーム)・分園型小規模グループケア)の児童数は未公表。

※2 岡山県数値は、平成28年1月1日現在の児童数。

## 24 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

- ① ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。
- ② ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むこと。
- ③ ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて317名(28.5.1現在)の入所者が生活している。県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の貴重な文献等は歴史の教訓とすべき貴重な資料であり、本県では、収集した資料をとりまとめて資料集「長島は語る(前編・後編)」を刊行するとともに、資料を整理、保存し、公開するなど、残された資料を後世に繋ぐ努力をしている。

#### 課題

- ハンセン病の患者であった方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等の関係資料を適切に保全していく必要がある。

## 25 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の現行体制の確保

提案先省庁	防衛省
-------	-----

### 提案事項

防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じない体制となるよう配慮すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 「防衛計画の大綱」では、陸上自衛隊について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底するとの基本方針が示されており、火砲や戦車を中心に編成されている日本原駐屯地の体制縮小が懸念される。
- 本県において自衛隊は、平成21年の台風災害や平成23年の瀬戸内海の石島の火災などでの救助・消火活動、平成27年1月に笠岡市で発生した鳥インフルエンザにおける防疫活動などにより、多大なご貢献をいただいたところであり、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いもますます高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地元の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 奈義町及び津山市にあっては、昨年12月に、関係団体と共に「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、国への要望活動を始めとした、同駐屯地の充実に向けた動きを活発化している。

#### 課題

- 大綱に従って策定される次期中期防衛力整備計画に、特科隊や戦車中隊で構成される日本原駐屯地など、本県に所在する駐屯地の隊員削減が盛り込まれることが懸念される。このため、当該計画の策定に当たっては、地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ巨大地震など本県における大規模災害への派遣体制に影響が生じないように、特段の配慮を求めていく必要がある。

### 【参考】本県内の駐屯地の状況

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

## 26 緊急輸送拠点となる岡山空港の老朽化・耐震対策の推進

提案先省庁 国土交通省

### 提案事項

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山空港の安全・安心を確保するため、電源施設の更新や滑走路の舗装改良などの老朽化対策並びに空港施設の耐震対策に必要な財源を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 年間130万人余が利用する岡山空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられているが、今後とも安定した運用を図るため、設置から28年を経過した航空灯火用電源施設等の早期更新が喫緊の課題となっている。
- 電源施設の更新については、平成26年度に基本設計、平成27年度には国庫補助を受け詳細設計を行ったところであり、平成28年度から3箇年にわたり機器製造等の更新工事を行う予定であるが、確実に工事を完了させる必要がある。
- 滑走路の舗装については、平成13年の滑走路延長工事以降14年が経過し、老朽化によるひび割れ等が顕著となっており、航空機の安全運航のため早急な更新が必要である。
- 空港施設の耐震対策についても、地震災害時の空港機能の確保のため着実に実施する必要がある。

#### 課題

- 東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が重要であるが、岡山空港の老朽化対策、施設の耐震化に向け、多額の財政負担が課題となっている。

### 【参考】国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
空港整備勘定	3,277	3,656	3,695	3,845
一般空港等	332	731	743	819※
うち岡山空港分	0	0	0.13	3.24

※ 一般空港等…老朽化対策、耐震対策、ターミナル地域再編事業、那覇空港滑走路増設事業等  
(「平成28年度」の予算額819億円のうち那覇空港滑走路増設事業が330億円)

## 27 電源三法交付金の交付延長

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

### 提案事項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における現在の研究終了後も、同センターが存続する限り、地元住民や県民の安全確保等のため、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成12年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体に向けた事業や滞留ウランの回収に関する研究が行われている。
- 同施設の現在の研究の終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に防災対策、広報・調査及び地域振興を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。

#### 課題

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの解体・撤去が終了するまでには少なくとも10年以上を要し、その間は劣化ウランのほか大量の処理できない放射性廃棄物の現地保管が続くことになる。

### 【参考】

- 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	74.6
濃縮ウラン	30.8
劣化ウラン	2,597.1

(平成27年12月末現在)

- 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	17千本
放射性廃棄物	169千本
計	186千本

(ドラム缶換算)

## 28 国営造成施設の安全性の確保

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 提案事項

県内に存する国営造成施設について、大規模地震が発生した場合の地震・津波への安全対策に万全を期すこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 現在の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設されており、レベル1（耐用年数中に一度は受ける可能性が高い地震）に対する耐震性を有していることが確認されているが、南海トラフ巨大地震が発生した場合には想定を超えた大規模な被害が発生するおそれがある。

#### 課題

- 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確保し、農地、住宅、学校、公共施設など、多くの生命や財産への被害防止・軽減を図る必要がある。

### 【参考】県内に存する主な国営造成施設

施設名	管理者	所在地	規模	備考
児島湾締切堤防	県	岡山市南区福島～郡	堤長 1,558m	調査中
笠岡湾干拓堤防	県	笠岡市平成町～拓海町他	堤長 4,666m	調査中
小阪部川ダム	土地改良区	新見市熊谷～唐松	堤長 145m 堤高 67.2m	調査中
新田原井堰	県	和気郡和気町天瀬～田原上	堰長 220m	調査中
西原ダム	土地改良区	勝田郡奈義町西原	堤長 192m 堤高 46.1m	調査中

## 29 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

昨年9月の鬼怒川などの氾濫を受けて、水害対策の強力な推進を求める県民の声は一層高まっていることから、治水及び高潮・津波対策事業を強力に推進するとともに、十分な予算を確保・拡充すること。

(1) 直轄管理区間の改修推進等

小田川合流点付替事業、旭川改修事業（後楽園周辺、百間川）、高潮対策事業等の推進と適切な維持管理

(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の増額

### (提案の理由)

#### 現状

- 治水事業等は、国土を保全し国民の生命と財産を守る根幹的な社会資本整備事業であり、他のインフラとの相乗効果により民間投資を呼び込みストック効果を生み出すが、国の治水事業等予算は15年前の約4割となっており、計画的な改修事業の推進・維持管理には、予算の拡充が必要である。
- 近年は平成10年、16年、21年、23年に甚大な浸水被害があり、昨年9月の鬼怒川などの氾濫を受けて、治水や高潮対策等の推進について県民の関心が一層高まっている。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252km<sup>2</sup>の域内に人口39万人が居住し、人口や資産が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は1,831 kmであるが、整備済延長は暫定的なものを含めても686 kmしかなく、また、海岸保全施設のうち高潮・津波に対する整備が必要な延長は147 kmに対し、高さが確保されているのは46 kmに過ぎない。

#### 課題

- 県南部沿岸地域は、低平地に人口・資産が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- 岡山県の河川整備は、平成25年度から治水事業に関する交付金が大幅に減っているため、事業費の確保による治水安全度の向上が喫緊の課題である。また、高潮・津波対策についても、早急に推進していくため、十分な予算の確保が必要である。

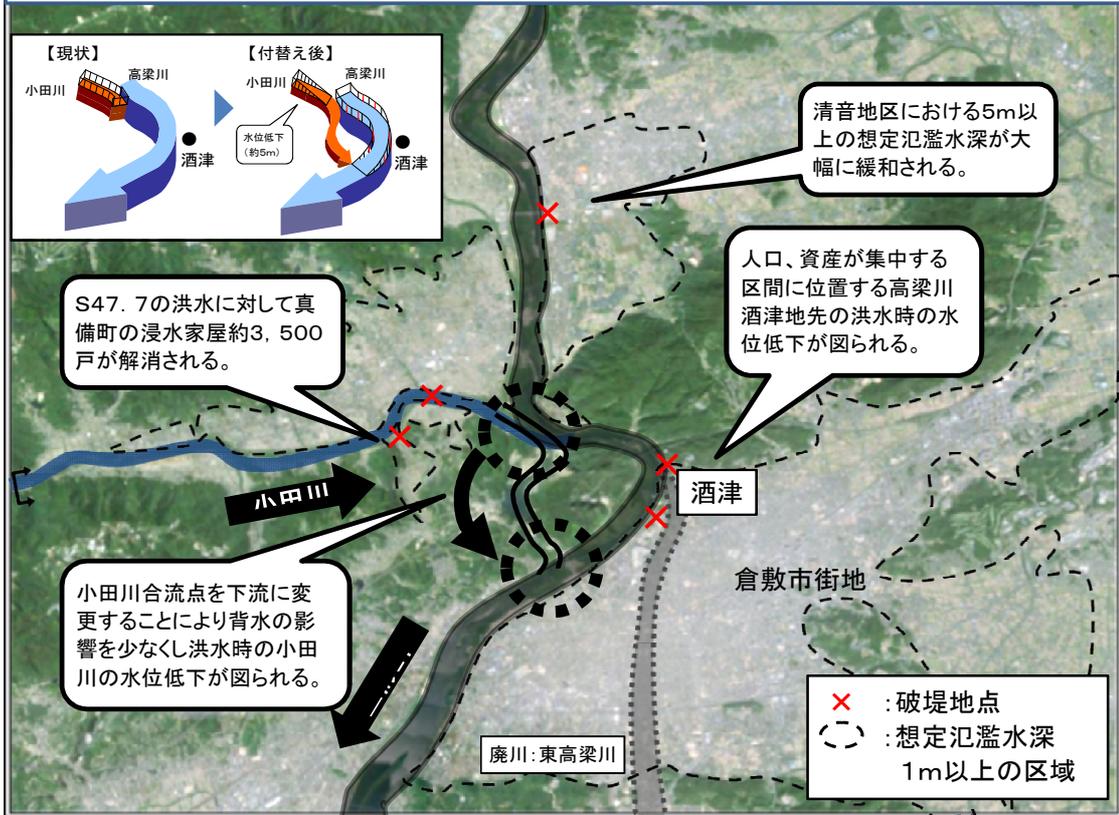
### 【参考】治水及び高潮対策等事業（実施中）

直轄管理河川改修事業	吉井川、旭川（百間川含む）、高梁川
県管理河川改修事業	一級河川砂川、小田川、二級河川笹ヶ瀬川等22河川
建設海岸・港湾海岸	三幡九幡海岸等4カ所、水島港海岸等13カ所

## 小田川合流点付替事業の推進

### 事業の目的

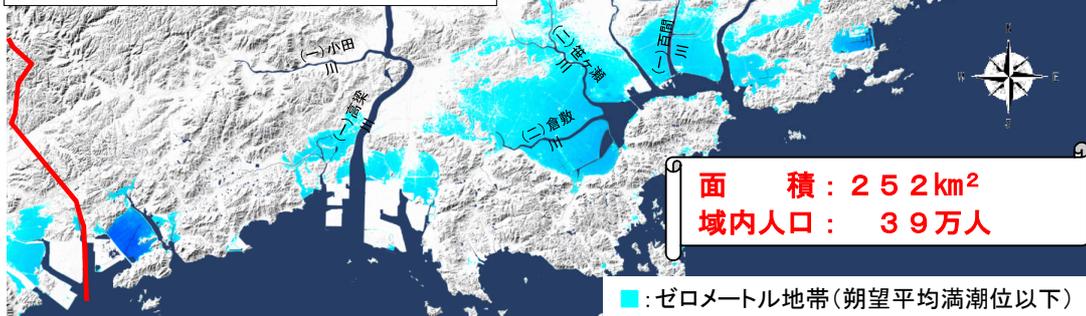
小田川合流点付替事業により、高梁川との合流点が約4.6km下流に付替わり、人口、資産が集中する倉敷市街地に接する高梁川酒津地先の洪水時の水位低下が図られ、水害のリスクが低減される。また、過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位低下が図られる。



## 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業

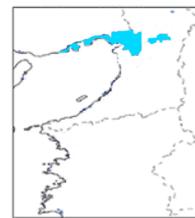
### 岡山県南部低平地

地区	面積
岡山県南部	252km <sup>2</sup>
東京湾(横浜市~千葉市)	116km <sup>2</sup>
伊勢湾(川越町~東海市)	336km <sup>2</sup>
大阪湾(芦屋市~大阪市)	124km <sup>2</sup>



東京湾  
面積 116 km<sup>2</sup>

岡山県の  
ゼロメートル地帯は  
東京湾・大阪湾の  
約2倍!



大阪湾  
面積 124 km<sup>2</sup>

## 30 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、安定的かつ恒常的な財源を確保し、防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するための財源を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、緊急輸送道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化を推進するための財源を確保すること。

(3) 建築物及び下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、多数の者が利用する建築物及び下水道の耐震化を推進するための財源を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70%程度となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。（再掲）
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり、水害リスクは高く、252km<sup>2</sup>の域内に人口39万人が居住し、人口や資産が集中している。（再掲）
- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える規模の地震、津波等により、土木施設が大きな被害を受けるなど甚大な被害が発生し、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は39.9%、同道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化率は32.6%にとどまっている。

#### 課題

- 県南部沿岸には、人口・資産の集中した低平地が広がっており、ひとたび高潮被害が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が必要である。
- 本県の公共事業予算（土木部関係）は、ピーク時の約3分の1と大変厳しい状況にあり、防災・減災対策の促進を図る上で、国の支援（防災・安全交付金）の拡充が必要である。
- 今後とも、高潮に加え、地震・津波に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。

【参考】

○ 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連）（H28.3末現在）

区 分	内 容	整備率
河 川	県管理区間の河川改修	37.5 %
海 岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策）	31.6 %
道 路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	39.9 %
	緊急輸送道路上の道路橋梁の緊急的な耐震化	99.4 %
	緊急輸送道路に直結する道路橋梁等の緊急的な耐震化	32.6 %
下 水 道	児島湖流域下水道の耐震化	未 了

○ 今後、特に早急な対策が求められる箇所

海 岸	… 建設海岸：三幡九幡海岸（岡山市中区桑野～東区九幡）、 岡南海岸（岡山市南区飽浦） 等 港湾海岸：笠岡港海岸港町地区（笠岡市）、 東備港海岸日生地区（備前市） 等
河 川 (直轄区間)	… 吉井川：岡山市東区西幸西、九幡地区 旭 川：岡山市中区三幡、平井地区 高 梁 川：倉敷市乙島、鶴新田地区
道 路	… 落石等危険箇所：国道180号（新見市法曾～千屋実） 等 道路橋梁（緊急輸送道路）：邑上橋（主）飯井宿線（瀬戸内市邑久町） 〃 （緊急輸送道路に直結）：新落合橋（主）芳井油木線（井原市芳井町） 等
流域下水道	… 児島湖流域下水道浄化センター及び幹線管渠

## 31 土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

大型台風の来襲や、頻発する局地豪雨等により、脆弱な地質が広く分布する岡山県では、土砂災害発生危険性の高まっており、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を推進するため、次の措置を講じること。

- ① 平成31年度までに基礎調査を完了させる必要があるため、十分な予算を確保し、配分すること。
- ② 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を着実に推進する必要があるため、十分な予算を確保し、配分すること。

### (提案の理由)

#### 現状

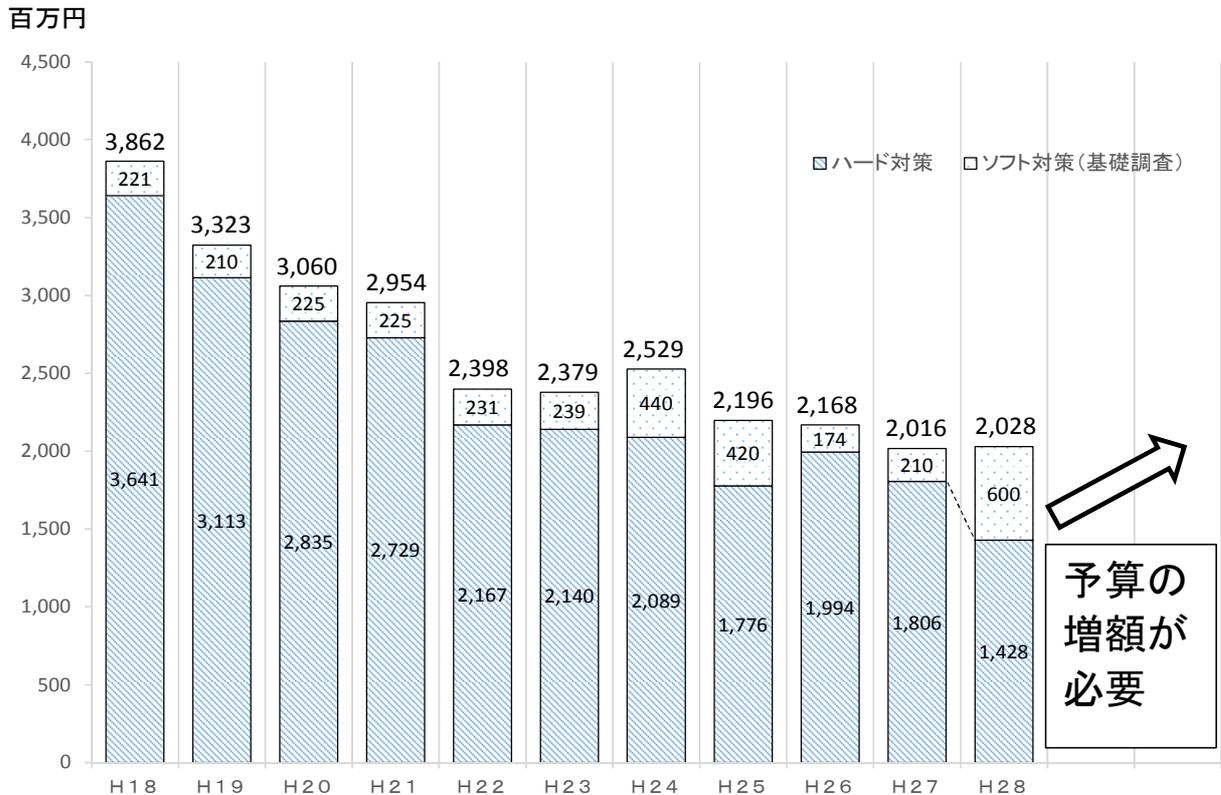
- 平成28年度の国全体の防災・安全交付金は、前年度比1.02とほぼ同額の予算措置にとどまっている。
- 岡山県では、12,568箇所の土砂災害警戒区域の指定を平成27年度で完了した。
- 広島県と同様の地質である花崗岩が県土の約20%分布するほか、土砂災害危険箇所が11,999箇所存在（全国20位）している。このうち、ハード対策を前提とした箇所数は5,692箇所あるが、平成27年度末の施設整備率は27.0%と低い状況にある。

#### 課題

- 平成31年度までに、12,568箇所の警戒区域における、特別警戒区域の指定のための基礎調査を完了するためには、これまで以上の予算の配分が必要である。
- 基礎調査へ予算を重点配分した上で、ハード対策を計画的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保・拡充が必要である。

【参考】

## 岡山県砂防関係事業費の推移



\* H18～H27は当初内示額の事業費  
 \* H28はH27当初内示ベースの想定額

## 土砂災害防止対策の推進(ハード対策)

### ●土砂災害危険箇所の施設整備状況について

(平成28年3月31日現在)

岡山県集計

	危険箇所数		H27まで整備済み箇所数	H27末整備率	H28実施箇所数
		うちハード対策整備箇所数※1			
土石流危険渓流	6,441	3,019	915	30.3%	28
地すべり危険箇所	198	198	69	34.8%	7
急傾斜地崩壊危険箇所	5,360	2,475	555	22.4%	14
計	11,999	5,692	1,539	27.0%	49

※1 保全家5戸以上(5戸未満であっても、官公署、学校、駅、旅館等のほか、社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場合を含む。)

## 32 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

水道施設等耐震化事業における資本単価要件を緩和するとともに、交付率を一律に2分の1に引き上げ、水道施設の耐震化の推進を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 水道施設等耐震化事業の採択基準の1つである資本単価要件（水道事業：90円/m<sup>3</sup>以上、水道用水供給事業：70円/m<sup>3</sup>以上）を満たす水道事業者は、県内27事業者のうち16事業者に限られている。また、採択を受けられても、交付率は1/4～1/2とされ、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 平成28年度の事業制度の改正（水道管路緊急改善事業の創設）により、既存事業における新規採択分の交付率が引き下げられたため、今後の水道施設耐震化の推進において、支障となることが懸念される。

#### 課題

- 本県では沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

### 【参考】水道施設の耐震化率（平成26年度末）

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全 国	36.0%	23.4%	49.7%
岡山県	26.0%	26.4%	53.0%

## 33 危険ドラッグ対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

#### (1) 抜本的な規制強化への取組

法律の規制に加えて、本県でも危険ドラッグを取り締まるために条例を定めたが、本来、こうした規制は国において全国一律で実施されることが基本であり、国は、指定薬物に係る立入検査の権限を警察官に付与するなど従来の手法にとらわれないより実効性のある規制強化を図ること。

#### (2) 危険性についての啓発の強化

危険ドラッグの危険性について、若年層にも効果的な広報啓発を一層強化すること。

#### (3) 簡易検査等の研究・検査体制の整備

危険ドラッグによる健康被害を防止し、指定薬物等の簡易検査の実用化を可能とするため、研究を早急に進めるとともに、より迅速に指定薬物の指定ができる体制を整備すること。また、地方衛生研究所等の支援の更なる充実を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 危険ドラッグは、若者を中心に急速に広がり、大きな社会問題となっており、一刻も早く、その流通・使用を阻止し、撲滅することが安心して健全な地域社会を守るために不可欠である。
- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、「医薬品医療機器法」という。)の改正による、検査命令及び販売等停止命令の対象物品の拡大、広域的な規制の導入等の規制の強化により、販売店舗はなくなっているものの、店舗販売によらない販売形態などに移行するおそれもあり、危険ドラッグ対策をより一層強化することが急務である。
- 麻薬等の規制薬物に比べ乱用者の年齢が若いことから、危険ドラッグの危険性について予防啓発を中心とした継続的な啓発活動が不可欠である。
- 危険ドラッグの使用・所持については、麻薬や覚醒剤等のように、簡易検査を用いた迅速な対応ができていない。

#### 課題

- 医薬品医療機器法による検査命令及び販売等停止命令の対象物品の拡大、広域的な規制が導入され、販売店舗はなくなっているが、新たな形態での販売等への対応が必要である。
- 若年層に対する、より効果的で継続的な啓発が必要である。
- 実効性のある規制を実施するには、違法な薬物を所持する者等への迅速な簡易検査を可能とすることが必要である。

【参考】

○ 危険ドラッグ販売店の店舗数（全国）

※ 厚生労働省調べ

時 点	H26. 3. 31	H26. 9. 30	H26. 12. 31	H27. 3. 31	H27. 6. 30	H27. 7. 31
店舗数	215件	119件	30件	4件	2件	0件

○ 規制薬物別生涯経験者の平均年齢

有機溶剤（シンナー等）	43.8歳
大 麻	40.7歳
覚 醒 剤	40.1歳
MDMA	40.5歳
危険ドラッグ	33.8歳

\* 厚生労働科学研究：薬物使用に関する全国住民調査(2013年)より

## 34 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

### 提案事項

- ① 重大事件に発展する危険性が高いストーカー・DV等人身安全関連事案や高齢者を狙った特殊詐欺、現下の厳しいテロ情勢等に対する各種対策を強力に推進するため、警察官を増員すること。
- ② 厳しい治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用資機材の整備充実を図ること。
- ③ 災害発生時に的確に対応するため、生存者探査機等の災害対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- ④ 危険ドラッグの鑑定のスピード化・精密化を図るため、高精度の鑑定機器の整備充実を図ること。
- ⑤ 重大事案発生時に警察機能を十分に果たすことができる警察本部庁舎を整備するため、必要な財源確保を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 刑法犯認知件数は13年連続で減少しているが、重大事件に発展する危険性が高いストーカー・DV等人身安全関連事案は高止まりの状態推移しており、被害者等の安全確保を最優先とした速やかな検挙、加害者への警告等、迅速・的確な対処が必要である。  
特殊詐欺の被害額は、過去最悪を記録するとともに、依然として被害者に占める高齢者の割合が高く、検挙と抑止の両輪による対策を一層強化するなど、特殊詐欺撲滅に向けた取組の強化が必要である。  
世界各地での厳しいテロ情勢に加え、2020年にはテロの標的となる可能性のある東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えていることから、全国警察が一体となり、各種テロ対策の更なる強化が必要である。
- 治安対策用装備資機材や災害対策用装備資機材は必要数を充足するには至っておらず、早急な整備が必要である。
- 危険ドラッグは、全国的に密輸事案等が増加傾向にあり、今後も多数の指定薬物や未指定薬物等の使用事犯に対応するため、鑑定のスピード化・精密化が必要である。
- 現在の警察本部は、警察本部機能が分散化している上、耐震性能やセキュリティ対策の脆弱性等の問題を抱えていることから、治安・災害の対策拠点として警察活動に必要な機能を備えた警察本部庁舎の早急な整備が必要である。

#### 課題

- 「安全・安心の岡山」を実現するため、県民が身近に不安を強く感じる犯罪等の抑止と徹底検挙を推進するとともに、災害発生時に県民の安全を確保するために、更なる警察官の増員並びに装備資機材の整備充実及び警察本部庁舎の整備を図る必要がある。

## 35 交通安全施設等整備の推進

提案先省庁	警察庁
-------	-----

### 提案事項

- ① 幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通管制システム、交通信号機等の高度化更新や、集中制御エリアの拡大等新交通管理システム（UTMS）の整備をはじめ、信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。
- ② 災害に伴う停電時の交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 当県は、広域交通網の結節点で、他県からの車両の流入が多いため、岡山市や倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に、交通渋滞が慢性化している状況にある。
- 平成27年中の県下の交通事故死者数は87人（前年比3人減）で、減少傾向を維持しているものの、人口10万人に当たりの死者数が、全国ワースト上位で推移している上、高齢者が全死者の約6割を占めているなど、交通事故をめぐる情勢は極めて厳しい状況にある。
- 交通安全施設等の整備については、新交通管理システムの拡充整備のほか、交通管制システムの更新整備や、都市部を中心に交通信号機の集中制御化・高度化を図るとともに、省電力、視認性に優れた信号灯器のLED化等の整備を進めてきた。
- 東日本大震災以来、災害対策の抜本的見直しが求められる中、信号機電源付加装置等の整備は十分とはいえず、災害発生時における停電対策が急務となっている。

#### 課題

- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細やかな信号制御による交通の円滑化、省電力、視認性に優れた信号灯器のLED化等を推進する必要がある。
- 災害発生時における交通の安全等を確保するため、発電装置を備えた信号機等の整備充実を図る。

### 【参考】本県における高齢者が関与する交通事故状況（過去5年間）

	H23	H24	H25	H26	H27
交通事故死者数(人)	106	112	107	90	87
うち高齢者率(%)	44.3	49.1	54.2	64.4	60.9
交通人身事故件数(件)	16,197	15,021	14,182	12,271	10,627
うち高齢者関与率(%)	24.8	25.9	27.4	28.5	30.5

## 36 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

### 提案事項

地方バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の生活交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

- ① 地方バス路線をはじめとする持続可能な地域公共交通ネットワークの維持・確保に必要な財源を確保すること。
- ② 離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。**新規**
- ③ 「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。
- ④ JR在来線の利便性の向上を図るとともに、沿線自治体等の利用促進に向けた駅前駐車場整備などの取組に対する支援を拡充すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 地域公共交通活性化再生法による国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業に係る特例措置が拡充された。  
一方、幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続するバスやデマンド交通については、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助事業が実施されているが、補助上限額が、毎年度漸減されている状況である。
- 離島航路については、地域公共交通確保維持改善事業（離島航路運営費等補助事業）が実施されているが、原則として補助対象は旅客定員13人以上の船舶による定期航路が前提となっている。また、特別交付税算定額の対象となる離島航路も同様である。
- 国の「交通政策基本計画」において、離島航路の周辺における住民の日常の交通手段の確保等のため、旅客船におけるデマンド交通の効果的な活用について検討することとされている。
- 地方鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）に加え、鉄道施設総合安全対策事業において実施されることとなったが、鉄道施設の老朽化等のため、事業者からの補助要望額は年々増加しており、十分な予算の確保が必要である。
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕経費を負担している。  
井原鉄道が平成28年度に行う鉄道施設の更新・修繕については、車両検査に要する経費の補助額が大幅に査定されたことにより、同社の要望額の60%しか措置されなかった。国庫補助金で措置されなかった費用については、県や沿線自治体の負担となる。  
また、地方公共団体が行う地方鉄道の投資への補助に対しては、平成25年度から特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、地方バス路線や離島航路の運行維持に関する措置率（80%）と比べて低率である。

平成27年度関係自治体負担総額 171,919千円（うち岡山県負担額：81,612千円）

- JR在来線については、特に県北部において、利用者数の減少が著しいことから、関係市町村や団体と連携して、JR西日本への要望活動や利用促進の取組を行っている。
- 沿線自治体の公共交通の利用促進に対する支援として、観光庁の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において、駅のエレベーター設置や交通系ICカードの導入などへの支援策が盛り込まれている。

また、地域公共交通網形成計画又は地域公共再編実施計画に基づく事業に対する支援策である地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）については、今後、網形成計画等に基づく事業の増加が予想され、十分な予算の確保が必要である。

さらに、これらの支援策では、駅前駐車場整備などのハード整備が補助対象外とされている。

#### 課題

- 地方バス路線をはじめとする地域公共交通ネットワークを持続可能なものとするために、必要な財源を継続的に確保する必要がある。
- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、不定期航路も含めて関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化に伴い、維持経費が増加することから、国庫補助制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- JR在来線については、輸送改善による時間短縮や自動改札機の導入など、利便性の向上に向けた投資が不可欠であり、また、利用促進に向けた沿線自治体等による住民への啓発活動や駅前駐車場整備などの取組を進めることが重要である。

## 37 中山間・離島地域等の活性化の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省
-------	---------------------

### 提案事項

#### (1) 中山間地域等の活性化の推進

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域はもとより、将来人口推計等に基づき、存続が危惧される地域においても、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

#### (2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 県土の約75%を占める中山間地域においては、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの問題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- さらに、一昨年発表された日本創成会議の推計によると、県内14市町村が将来消滅する可能性があることとされ、東京一極集中が加速する中で、従来条件不利地域以外の地域も存続が危惧される状況が明らかとなった。
- 本県では、これまで中山間地域活性化基本方針及び過疎地域自立促進方針等に基づき、ソフト・ハード両面から総合的な取組を推進するとともに、昨年策定した「おかやま創生総合戦略」において、中山間地域を含む地域の活力維持や人口の社会減対策として、小さな拠点の形成支援や、地域おこし協力隊の活用促進、移住・定住の促進に取り組んでいる。
- 離島地域については、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、中山間地域以上に厳しい状況にあり、本県では、離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定し、関係市等との協働により、離島振興施策を着実に実施することとしている。

#### 課題

- 東京一極集中により、中山間地域をはじめ、地方の中小都市の人口減少も加速し、地域間格差等の様々な弊害を生んでおり、国が率先して、その是正に取り組むとともに、将来人口推計等も加味した継続的な地方創生の取組を推進する必要がある。

## 【参考】

## ○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 山村振興法に規定する山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

区 分	市町村	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	高齢化率 (%)
全 県 域	27	7,113.21	1,945,276	24.9
中 山 間 地 域	22	5,354.48	581,248	30.8
中山間地域の割合	81.5%	75.3%	29.9%	—

(注) 人口及び高齢化率は、平成22年国勢調査による。

## ○ 本県の離島地域の状況

6市6地域の19島(うち有人島16)

(単位：人)

区 分	人 口			高齢化率 (%)	
	平成12年	平成22年	減少率 (%)	平成12年	平成22年
離島地域計	4,304	3,004	△30.2	44.5	59.3
中山間地域計	632,040	581,248	△8.0	26.3	30.8
全 県 域	1,950,828	1,945,276	△0.3	20.2	24.9

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

## 38 フロン排出抑制対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 提案事項

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）について、次のとおり改正を行うこと。**新規**

- ① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度を創設すること。
- ② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格を創設すること。
- ③ 環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 充填・回収事業者のような届出制度が設けられずに、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限が都道府県知事に移譲されているため、的確かつ効果的な実施に支障を来している。
- 機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無いため、業者選定に支障を来すなど実効性や客観性が十分担保されていない。
- 環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、政令指定都市や中核市の長に移譲されているが、当該法令は全て都道府県知事に留められているため、各々の制度等の一体的かつ効果的な運用を阻害している。

#### 課題

- フロン排出抑制法を円滑かつ適切に運用していくためには、立入検査対象を的確に把握するための届出制度を創設する必要がある。
- 定期点検の実効性や客観性を担保するためには、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。
- 機器の管理者に対する立入検査や指導等を効果的に実施するためには、他の環境関係法令と同様、その権限を政令指定都市や中核市の長に移譲する必要がある。

### 【参考】事業所数

区分	事業所数
岡山市（政令指定都市）	32,388
倉敷市（中核市）	18,765
その他市町村	30,962

（平成26年経済センサス）

## 39 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 提案事項

#### (1) 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）対策の充実

PM<sub>2.5</sub>について各種発生源に対する対策強化が望まれるところであるが、PM<sub>2.5</sub>は多くの成分から構成され、各種発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されていることから、固定発生源（工場・事業場）に対する排出規制の強化に当たっては、科学的知見の充実を十分に図ったうえで進め、効果的かつ効率的なものとなるようにすること。**新規**

#### （提案の理由）

##### 現状

- 平成21年に環境基準が設置された微小粒子状物質（以下「PM<sub>2.5</sub>」という。）について、岡山県では、平成22年度から測定を開始し、現在は県下21測定局において測定を実施しているが、全国的にみても高濃度を観測している測定局が多い。
- PM<sub>2.5</sub>は、炭素成分、イオン成分、金属成分、土壌成分など多くの成分から構成され、その生成機構や発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されているが、PM<sub>2.5</sub>の濃度上昇は、大陸からの越境汚染の寄与だけでなく、国内発生源の影響も相当あるとされている。
- 平成27年3月に、中央環境審議会の専門委員会が、PM<sub>2.5</sub>の国内における排出抑制策の在り方について、短期的課題と中長期的課題を整理し、段階的に対策を検討していくことが適当とする中間取りまとめを行っており、今後、国では、これを踏まえ、固定発生源における追加的な排出抑制対策の可能性や燃料蒸発ガス対策の導入の検討などを進めることとしている。

##### 課題

- 県内におけるPM<sub>2.5</sub>の測定局のうち環境基準を達成しているのは1局であり、達成率は5.3%と依然として低い（平成26年度実績）。
- PM<sub>2.5</sub>の発生源や原因物質は多様であり、環境基準を達成するためには、種々の対策に総合的に取り組む必要がある。

## 提案事項

### (2) アスベストの適切な処理体制の確保等

解体等作業現場における規制基準（敷地境界におけるアスベスト濃度の基準）を早急に設定するとともに、安価で迅速な分析方法や安全な処理方法を開発・普及すること。

### （提案の理由）

#### 現状

- アスベスト飛散防止対策の強化として、解体工事等に係る建築物のアスベスト使用の調査確認の義務化、工事発注者の責任明確化、自治体職員の立入調査権限の強化などが盛り込まれた改正大気汚染防止法が、平成26年6月に施行された。
- 中央環境審議会の答申では、「解体作業現場における規制基準（敷地境界における濃度規制）は、作業基準遵守の確認のために必要である。」とされているが、対象の規模（小規模工事や短期間の工事にも義務付けするか否か）や基準となる数値、分析方法等が決まっておらず、引き続き慎重に検討されている。
- 廃石綿については、今後、建築物の老朽化に伴い発生量の増加が予想されるが、解体現場や埋立処分場での不適切な処理による飛散が全国で散見されており、問題化している。

#### 課題

- 現行法では、解体工事現場等における石綿の飛散防止については、作業基準及び排気口付近での漏えい防止確認が定められているが、濃度基準が定められていないため、飛散防止対策が十分なされているかどうかの判断ができない。
- 本県では判断材料の一つとして、独自に解体工事現場の周辺で大気を捕集し、石綿の飛散の有無を確認しているが、法で定められる基準がないため、飛散が疑われる場合であっても強力な指導ができない。
- また、濃度基準が設けられたとしても、解体工事は数日～1週間程度で終わってしまうものが多く、現在、国が定めているモニタリング・分析手法では分析に係る日数が長期間となり、分析結果が出る頃には解体工事が終了してしまい、有効な指導ができない。
- 濃度基準が定められ、施工業者に測定義務等が課された場合、経済的負担が増加することが予想されるため、安価な分析方法の開発・普及が必要となる。

## 40 廃棄物の適正処理

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

### 提案事項

- |  |
|--|
| <p>(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し<br/>特定家庭用機器の不法投棄防止のため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度に改めること。</p> |
|--|

### （提案の理由）

#### 現状

- 特定家庭用機器再商品化法の対象機器の不法投棄や違法な不用品回収業者への引渡し  
が絶えず、市町村は対応に苦慮している。

#### 課題

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定家庭用機器を廃棄する際にリサイクル料金を支払うことに対して負担感があり、<br/>不法投棄の原因の一つとなっている。</li></ul> |
|--|

## 提案事項

### (2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

- ① 使用中の全てのPCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。
- ② 低濃度PCB廃棄物の処分費用について中小企業者等への負担軽減制度を創設すること。

### （提案の理由）

#### 現状

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）では、PCB廃棄物（PCBを含有する電気機器が廃棄物になったもの）を保管する事業者は、政令で定める期間内に当該PCB廃棄物を処分しなければならないとされているが、使用中のPCB使用製品については、その取扱いが不明確なものもある。
- 中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）で無害化処理が行われる高濃度PCB廃棄物については、中小企業者に対し処理費の軽減制度があるが、低濃度PCB廃棄物については、処分費用の負担軽減制度がない。

#### 課題

- 平成24年12月のPCB特措法施行令の改正及び26年6月の国処理計画の改定により、PCB廃棄物の処分期間が延長されたが、使用中のPCB使用製品については、明確な使用廃止期限が定められておらず、期間内の確実な処理に支障を来すおそれがある。
- 使用中の高濃度PCB使用製品については、今年4月に国会で改正PCB特措法が成立し、所有事業者に対し処理期限前に廃棄することが義務づけられたが、低濃度PCB使用製品に関する措置は講じられていない。
- PCB使用禁止後の製品に、微量とはいえPCBが含まれているのは製造上の問題であり、それを購入した事業者には何ら落ち度がないにもかかわらず、多額の処分費用を負担させられることに対して、低濃度PCB廃棄物を保管する事業者からの不満が極めて強い。

## 提案事項

### (3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置

市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、適切な予算を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度を活用しているが、平成28年度当初内示は次のとおりであった。

廃棄物処理施設（平成28年度竣工事業）	要望額の約100%内示
廃棄物処理施設（平成29年度以降竣工事業）	要望額の約 94%内示
浄化槽	要望額の約 81%内示

交付金額に不足が生じた場合、市町村等は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村等の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。

全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要が増大しており、引き続き、適切な予算が確保される必要がある。

#### 課題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のため、循環型社会形成推進交付金の適切かつ安定的な予算措置が講じられる必要がある。

## 41 児島湖及び周辺的环境保全対策の推進

提案先省庁	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	---------------------

### 提案事項

#### (1) 生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な財源を確保・拡充すること。
- ② 合併処理浄化槽整備事業に係る国の助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽撤去費助成制度に係る国の補助額の引上げ措置を講じること。

#### (2) 児島湖浄化対策の推進

児島湖を浄化するための各種施策や周辺環境保全対策について、導水に係る水利権制度の柔軟な運用や財政的な支援など、国においても積極的に取り組むこと。

### (提案の理由)

#### 現状

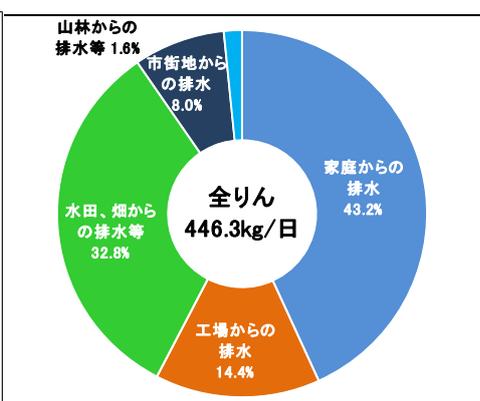
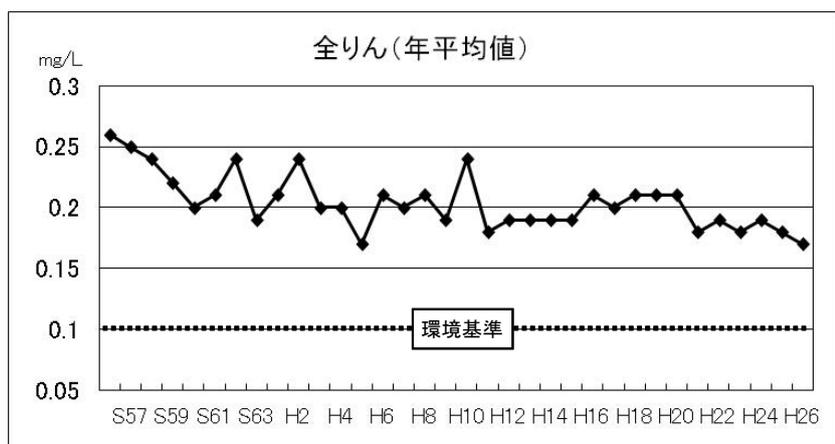
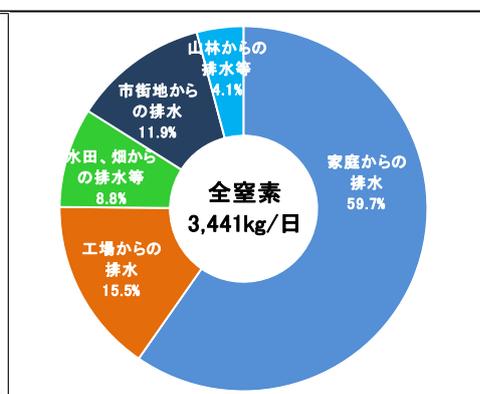
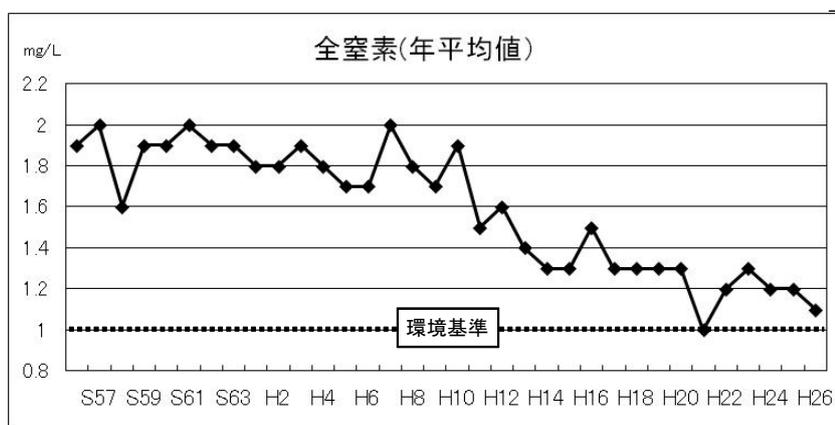
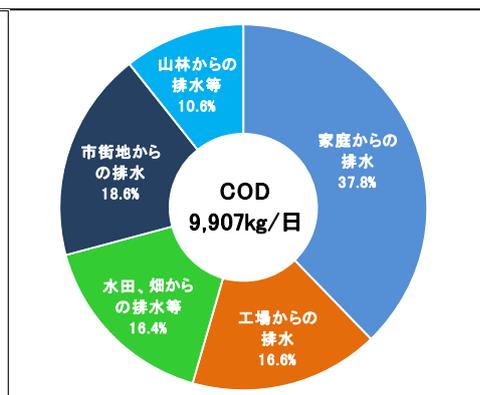
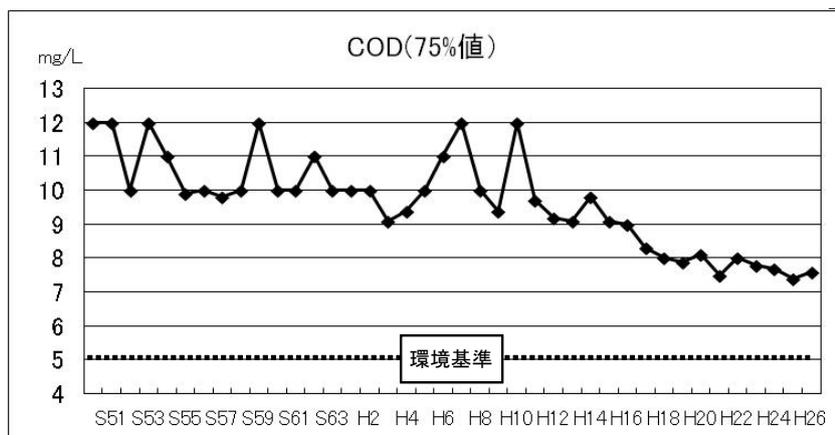
- 児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にあるものの、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで38%、全窒素で60%、全りんで43%を占め、最大の汚濁要因となっている。
- このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。
- また、平成28年度に策定する第7期湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策の外、児島湖を浄化するための各種施策（環境用水の導入、流出水対策、ヨシ原の管理、水質汚濁メカニズム究明等の調査研究、環境学習等）を実施することとしている。
- 大発生して周辺住民に迷惑を及ぼしているユスリカの対策として調査研究、誘蛾灯の設置等を実施してきたが、十分な効果が得られていない。

#### 課題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 併せて、指定地域における合併処理浄化槽の整備に係る助成率の嵩上げ及び単独処理浄化槽の撤去費助成制度に係る補助額の引上げが必要である。
- また、児島湖を浄化するための各種施策、ユスリカ対策等の周辺環境保全対策及び指定湖沼における水質浄化のための試験研究について、円滑かつ確実な実施のため、財政支援や国において積極的に新たな施策を講じるなどの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質改善を目的とした環境用水の導入を目指しており、国の協力が不可欠である。

【参考】

児島湖の排出汚濁負荷量の発生源別割合（平成26年度）



## 42 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致等

提案先省庁	内閣官房、文部科学省、スポーツ庁
-------	------------------

### 提案事項

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果を全国に波及させることができるよう、大会や大会に向けての動向に関する詳細な情報の提供や、施設機能の向上等への財源の確保と支援制度の充実など、キャンプ誘致等への積極的な支援を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成26年4月に2020年東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致等推進プロジェクトチームを設置し、地元市町村や県競技団体等と連携を図りながら、駐日大使館や中央の競技団体等へ働きかけを行うなど、誘致活動を展開しているところである。
- しかしながら、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が示す候補施設の要件は、国際競技連盟基準（I F基準）を満たす優れたスポーツ施設となっており、県内の市町村等が所有するスポーツ施設は、施設の改修等を行わない限り基準を満たすことが難しい。
- また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック等」という。）を地域の活性化につなげる動きが活発化する中、東京オリンピック等の競技会場や選手村等のハード面や、地域特産品、観光、文化等のソフト面での様々な整備に伴う地域への波及効果が期待されているところであるが、こうした情報がタイムリーに入手できない状況にある。

#### 課題

- キャンプ誘致には、国際競技連盟基準（I F基準）を満たすための施設改修等の経費が必要なことから、施設機能の向上等への財源の確保と支援制度の充実など関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- 事前キャンプ地誘致のみならず、東京オリンピック等関連施設の整備等における本県の工業製品（C L T等）や農林水産物の活用など、大会の開催効果を本県にも波及させるためには、大会に関する詳細な情報を入手する必要がある。